

編集 後記

編集顧問 町田 豊平
編集委員 郡 健二郎

小川 秋實 秋元 成太 村井 勝
藤岡 知昭 大家 基嗣

「科研費申請書の書き方」をテーマに、大学や学会で今秋セミナーをする機会をいただいた。3年前に科研費の応募資格が拡大され、必ずしも大学の常勤医でなくとも申請が可能になったこともあり、昨年度は、泌尿器科医の約10%の方が申請をしている。セミナーの内容は、秘したことが特段あるわけでもないが、論文の書き方とも共通した点があるので、その一部をご紹介します。

申請書を書く前の心構えとして、私は教室の先生に「2つの研究サイクル」の話をしている。1つは、自身自身の研究は、先輩の業績・指導・研究費によりなしたもので、その恩恵を後輩に継承していくサイクルであること。2つ目は、研究成果→論文（業績）→助成金（研究費）→研究成果のサイクルである。このサイクルの中で何がスタートか？多くのケースでは、先輩が獲得した助成金である。最近、論文を書かない風潮がさらに進んでいるが、このことは、ひいては後輩を路頭に迷わせることにつながるものである。この「2つの研究サイクル」を意識しなければ、助成金の獲得は難しいと思う。

次に、「科研費の書き方のコツ」を、紙面の許す範囲でとり上げたい。まず初めは、審査員を考えて書くことである。審査員は、専門分野にかかわらず、すべての泌尿器科領域の、しかも多くの申請書に目を通す。したがって大切なのは平易な表現で書くことである。理解された後に、評価されるからである。

2つ目は、研究テーマの選び方である。望ましいの

は、これまでの業績を発展させる研究である。しかし、若い人など成果がないときは、先輩の研究の延長線上にあれば、審査員にも実現性がみえてくる。臨床応用につながる研究も最近の傾向のようだ。

3つ目は研究課題名だが、魅力的なキーワードを組みこみ、一見して研究内容が判るようにしたい。

4つ目は研究目的で、中でも「概要」が大切である。論文でも「abstract」をまず読んで、興味をもてば本文に進むことが多い。概要は、abstractと同様に約300字に限定されている。短いからこそ、「起承転結」または「三段論法」の手法を用い、論理的に書くことである。起承転結の各々の「つなぎ」には有効な接続詞を用いると、内容が映えてくる。

5つ目は、研究目的と研究計画である。独創性、発展性、実現性、社会性が高く評価されることはいうまでもない。

6つ目は、審査員に印象深く伝えるための「見栄え」だが、そのコツとして、図表、箇条書き、強調文字などを有効に用いることが多い。1文は40文字以内、漢字は30%以内、段落は10行以内になどはあらゆる文章に共通したことである。

7つ目は、「熱意」である。先輩による添削を受け、提出前には何度も声を出して読み直すことは必須であろう。

最後に、最も大切なことは、「業績」である。「研究サイクル」の大切さを思いおこし、次年度の申請に向けて今から論文を書くことである。できれば英文誌または『臨床泌尿器科』に投稿してほしい。（郡 健二郎）

臨床泌尿器科（第65巻 第13号）（通巻783号）
2011年12月20日発行（毎月1回20日発行）

発行 株式会社 医学書院
代表者 金原 優

定価 2,835 円（本体 2,700 円＋税 5%）

2011 年年間購読料			
冊子のみ	41,360 円	冊子＋電子版	53,800 円
電子版/個人	41,360 円	電子版/共有	47,570 円
増刊号を含む13冊、税込、送料小社負担			

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23
電話 本誌編集室直通 (03) 3817-5709
(担当：登・安部)
販売部直通 (03) 3817-5659・5660

E-mail: rinpi@igaku-shoin.co.jp
振替口座 東京 00170-9-96693 番
印刷所 三報社印刷(株) 電話 (03) 3637-0005
広告申込所 (有)文京メディカル 電話 (03) 3817-8036

- ・ Published by IGAKU-SHOIN Ltd., 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo © 2011, Printed in Japan.
- ・ 本誌に掲載された著作物の複製・複製・転載・翻訳・データベースへの取り込みおよび送信（送信可能化権を含む）に関する許諾権は医学書院が保有しています。
- ・ 本誌を無断で複製する行為（複製、スキャン、デジタルデータ化など）は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的（診療、研究活動を含む）で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。
- ・ **JCOPY** <㈱出版者著作権管理機構 委託出版物>
本誌の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、(㈱出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。